# Japan tax newsletter

EY税理士法人

# 令和2年度税制改正 連結納税制度の見直し

#### EYグローバル・タックス・アラート・ ライブラリー

EYグローバル・タックス・アラートは、オンライン/pdfで以下のサイトから入手可能です。

http://www.ey.com/GL/en/Services/Tax/International-Tax/Tax-alert-library%23date

1

2

14

#### **Contents**

- 1. 連結納税制度から グループ通算制度への移行
- 2. グループ通算制度の概要
- 3. 予想される影響
- 4. 今後の対応

令和元年12月12日に自由民主党・公明党より令和2年度税制改正大綱が公表されました。本ニュースレターでは、令和2年度税制改正大綱のうち、連結納税制度の見直しについて紹介します。

本ニュースレターの内容については、今後の国会における法案審議の過程において、変更される可能性がある点にご留意ください。

# 1. 連結納税制度からグループ通算制度への移行

今回の税制改正大綱では、連結納税制度について平成14年度の制度創設以来18年ぶりに抜本的な見直しが行われ、令和4年4月1日以後に開始する事業年度からグループ通算制度へ移行することとされました。現行の連結納税制度は、グループ内の各子法人の税務情報を親法人に集約し、一体としてまとめて申告する方式であるため、法人間の連絡・調整が煩雑で、申告のための事務負担や計算誤りがあった場合の修更正の事務負担が過重になっており、損益通算のメリットがあるにもかかわらず、制度を選択していない企業グループも多く存在していました。

2のため、企業グループ全体を一つの納税単位とする現行制度に代えて、企業グループ内の各法人を納税単位として、各法人が個別に法人税額の計算及び申告を行いつつ、損益通算等の調整を行う簡素な仕組みとされ、申告納付や修更正に係る事務負担の軽減が図られます。また、連結納税制度の選択のハードルとなっている適用開始・グループ加入時の時価評価課税・欠損金の切捨て等について組織再編税制と整合性が取れた制度とすることで、その対象が縮小されます。



# 2. グループ通算制度の概要

# (1)グループ通算制度の基本的な仕組み

グループ通算制度の適用対象及び適用方法は、親法人及び各子法人が法人税の申告を行う点並びに青色申告の承認を前提と する点を除き、基本的に連結納税制度と同様とされます。

項目	連結納税制度	グループ通算制度(改正案)
適用対象	► 内国法人である親法人と、その親法人に発行済株式 の100%を直接又は間接に保有されるすべての子法人 (外国法人及び一定の法人を除く)	次の法人を除外するほか、連結納税制度と同様とされる     a. 青色申告の承認取消から5年経過していない法人     b. 青色申告の取りやめの届出から1年を経過していない法人
適用方法	▶ 承認申請による選択適用	<b>▶</b> 同左
納税主体	▶ 連結グループを一の納税主体とする	▶ 各法人を納税主体とする
事業年度	▶ 親法人の事業年度開始の日から終了の日までの期間	▶ 同左
申告納付	<ul><li>連結親法人が申告:納付を行う(連結子法人は個別帰属額の届出書を提出)</li><li>親法人の申請により、原則2月の申告期限の延長が認められる</li></ul>	<ul><li>原則として、各法人が申告・納付を行う(個別申告方式)</li><li>親法人の申請により、原則2月の申告期限の延長が認められる</li></ul>
青色申告制度	▶ 制度なし	<ul> <li>グループ通算制度の承認を受けた場合には、青色申告の承認を受けたものとみなされる</li> <li>青色申告の承認を取り消された場合には、グループ通算制度の承認を取り消されたものとみなされる</li> <li>青色申告の承認の却下事由との整合性から、承認の却下事由に、帳簿書類の隠蔽・仮装その他不実の記載又は記録があると認められる相当の理由があることが加えられる</li> </ul>
連帯納付責任	▶ 連結子法人について連帯納付責任あり	▶ 親法人及び各子法人について連帯納付責任あり
取りやめ	▶ やむを得ない事由がある場合に限られるとともに、取りやめ後5年間は再選択できない	<ul><li>■ 同左</li></ul>
離脱法人の再加入	▶ 離脱後5年間は再加入できない	▶ 同左
税務調査	• 必要があるときは、親法人(子法人)の納税地の所轄 税務署長等の職員が子法人(親法人)及び子法人と 取引関係にある者に対して質問検査を行うことがで きる	▶ 同左
濫用防止	▶ 包括的な租税回避防止規定あり	▶ 同左

# (2)所得金額及び法人税額の計算

#### ①損益通算

連結納税制度は、連結グループを一つの納税主体として所得計算及び税額計算を行う制度であり、連結グループ内の各法人の 所得金額又は欠損金額を合算して欠損金控除前の連結所得金額が算定されます。一方、グループ通算制度は各法人が納税主 体となることから、各法人の所得金額又は欠損金額を計算した上で、欠損法人の欠損金額を所得法人の所得金額と通算するこ ととされます。

この損益通算の方法はプロラタ方式で行われ、欠損法人の欠損金額の合計額(所得法人の所得の金額の合計額を限度)を所 得法人の所得の金額の比で配分し、所得法人において損金算入されます。この損金算入された金額の合計額は、欠損法人の欠 損金額の比で配分し、欠損法人において益金算入されます(図1を参照)。

#### 図1 損益通算のイメージ

#### ケース1 グループ全体で所得が発生する場合

#### 連結納税制度

	親P	子S1	子S2	連結合計
損益通算前所得	2.500	1 500		Г 000
プラス	3,500	1,500		5,000
マイナス			<b>▲</b> 1,000	<b>▲</b> 1,000
所得金額※	3,500	1,500	<b>▲</b> 1,000	4,000
納税額(税率25%)	875	375	<b>▲</b> 250	1,000

<sup>※</sup>各連結法人の所得金額と欠損金額を合計し、連結所得金額を算定

#### ケース2 グループ全体で欠損となる場合

#### 連結納税制度

	親P	子S1	子S2	連結合計
損益通算前所得				
プラス	3,500			3,500
マイナス		<b>▲</b> 3,000	<b>▲</b> 1,000	<b>▲</b> 4,000
所得金額	3,500	<b>▲</b> 3,000	<b>▲</b> 1,000	<b>▲</b> 500
納税額(税率25%)	875	<b>▲</b> 656	▲219	0
当期繰越欠損金※	0	375	125	500

※連結欠損金額の当期発生額を各連結法人の欠損金額の比で按分 子S1:500×欠損金3,000/欠損金合計4,000 = 375 子S2:500×欠損金1,000/欠損金合計4,000=125

#### グループ通算制度(改正案)

	親P	子S1	子S2	合計
損益通算前所得				
プラス	3,500	1,500		5,000
マイナス			<b>▲</b> 1,000	<b>▲</b> 1,000
損益通算※	<b>▲</b> 700	<b>▲</b> 300	1,000	
所得金額	2,800	1,200	0	4,000
納税額(税率25%)	700	300	0	1,000

※欠損金額の合計1,000を所得法人(P·S1)の所得金額の比で按分

親P : 1,000×所得3,500/所得合計5,000 = 700 子S1:1,000×所得1,500/所得合計5,000 = 300

#### グループ通算制度(改正案)

	親P	子S1	子S2	合計
損益通算前所得				
プラス	3,500			3,500
マイナス		<b>▲</b> 3,000	<b>▲ 1,000</b>	<b>▲</b> 4,000
損益通算※	<b>▲</b> 3,500	2,625	875	
所得金額	0	<b>▲</b> 375	▲ 125	<b>▲</b> 500
納税額(税率25%)	0	0	0	0
当期繰越欠損金	0	375	125	500

※所得法人で損金算入された3,500を欠損法人の欠損金額の比で按分 子S1 : 3,500×欠損金3,000/欠損金合計4,000 = 2,625 子S2 : 3,500×欠損金1,000/欠損金合計4,000 = 875

なお、当初申告に誤りがあった場合、損益通算できる欠損金の額を原則として当初申告額に固定させることにより、他のグルー プ法人の税額の計算に反映させないこととされます。

大綱では修更正の具体的方法は示されておらず、今後の法案等を待つ必要がありますが、例えば、欠損法人の欠損金額が過大 であった場合は連帯納付責任を前提とした上で当該欠損法人において追加納付を行い、過小であった場合には翌期以降に控 除される欠損金額として取り扱われることが考えられます。

#### ②繰越欠損金の通算

連結納税制度では、連結グループを一つの納税主体とすることから、連結グループ全体で計算した連結所得金額の50%相当額(連結親法人が中小法人等、更生法人等及び新設法人に該当する場合については連結所得金額)を控除限度額として連結欠損金額の繰越控除が行われ、連結グループ全体での連結欠損金当期控除額を、その連結欠損金を有する各法人に配分し、各法人に帰属する連結欠損金当期控除額を計算することとされています。このため、自己の所得金額が零又はマイナスである連結法人にも当期控除額が配分されます。

グループ通算制度では、通算グループ内の各法人の欠損金の繰越控除前の所得(損益通算後)の金額の50%相当額(中小法人等、更生法人等及び新設法人については所得金額)の合計額が控除限度額とされ、控除方法は連結納税制度と同様とされます。このため、通算グループ内の各法人の控除限度額と変わらないと考えられます。ただし、グループ通算制度は、個別申告方式であるため、各法人の損益通算後の所得金額からそれぞれ繰越欠損金の控除が行われます。そのため、損益通算後の自己の所得金額が零又はマイナスである場合には欠損金の控除ができず、通算グループ内の他の所得法人において控除されることになります。つまり、連結納税制度とグループ通算制度では、グループ全体での控除額は変わらないものの、各社での控除額は異なると考えられます。

なお、グループ通算制度の適用法人の当期の所得金額又は過年度の欠損金額について誤りがあった場合には、通算グループ内の他の法人との間で授受した欠損金額を当初申告額に固定することで、その誤りがあった法人のみが欠損金の繰越控除額を再計算することとされます。ただし、欠損金の繰越期間に対する制限を潜脱するため又は離脱法人に欠損金を持たせるためにあえて誤った当初申告を行うなど、法人税の負担を不当に減少させることとなると認められるときは、職権更正において再計算ができることとされます。

#### ③投資簿価修正額の改組

連結納税制度では、グループ内譲渡(非適格組織再編成を含む)を2回行って譲渡損を計上し、その後その子法人が保有する資産の含み損を実現させることで、グループ内で損失の二重計上が発生する場合があります。また、所有する連結法人の株式等を譲渡等する際に、その株式等の帳簿価額の修正を行う制度(投資簿価修正制度)を利用し、含み益のある資産を譲渡して含み益を実現させ、その資産を譲渡した法人の株式について投資簿価修正により帳簿価額を引き上げて売却することで、資産の含み益の実現益と株式譲渡損を相殺して課税を逃れられるという問題点が指摘されていました。

このような問題点に対応するため、グルーブ通算制度では、この投資簿価修正制度は下記のとおり改組されます。なお、適用開始又は通算グループへの加入後損益通算をせずに2月以内に通算グループから離脱する法人は下記の適用がないこととされます。

- ► 通算グループ内の子法人の株式の評価損益及び通算 グループ内の他の法人に対する譲渡損益を計上しない。
- ► 通算グループからの離脱法人の株式の離脱直前の帳簿価額を離脱法人の簿価純資産価額に相当する金額とする。
- ► 適用開始又は通算グループへの加入をする子法人で親法 人との間に完全支配関係の継続が見込まれないものの株 式について、株主において時価評価により評価損益を計上 する。

#### 4)税率

税率は、通算グループ内の各法人の法人区分に応じた適用税率によります。なお、中小法人の軽減税率の適用対象所得金額は、年800万円を所得法人の所得の金額の比で配分した金額とされます。

連結納税制度では、連結親法人が中小法人に該当する場合は、グループ全体の所得金額に対して中小法人の軽減税率が適用されます。

グループ通算制度では、中小法人の判定は親法人及び各子法人について行われますが、通算グループ内のいずれかの法人が中小法人に該当しない場合は、通算グループ内のすべての法人が中小法人に該当しないこととされます。

#### ⑤税効果相当額の授受

通算グループ内の法人間で、グループ通算制度を適用することにより減少する法人税及び地方法人税の額に相当する金額( 「通算税効果額」という)を授受する場合には、その授受する金額は、益金の額及び損金の額に算入しないこととされます。

連結納税制度では、連結親法人が法人税・地方法人税を一括納付し、連結グループ内で精算を行う場合の受払額は益金の額 及び損金の額に算入しないこととされており、グループ通算制度において通算グループ内で通算税効果額の精算を行う場合 も同様の取扱いとされます。つまり、損益通算・欠損金の通算等により減少した通算税効果額を所得法人から欠損法人に対して (又は親法人を介して)支払う場合に支払側・受取側の課税所得に影響しないことになります。

#### 図2 税効果相当額の授受のイメージ

親P: 所得3,500、子S1: 所得1500、子S2: 欠損▲1,000(グループ合計: 所得4,000)の場合(図1 ケース1)

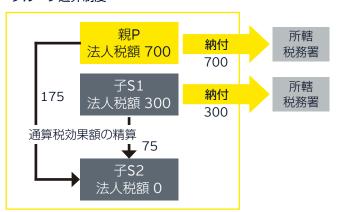
#### 連結納税制度



連結所得4,000 × 税率25% = 1,000 (内訳)

P: 所得 3,500×税率25% = 875 S1: 所得 1,500×税率25% = 375 S2: 欠損 ▲1,000×税率25% = ▲250

#### グループ通算制度



(所得 3,500 - 1,000 × 3,500/5,000) × 税率25% = 700 S1: (所得 1,500 - 1,000 × 1,500/5,000) × 税率25% = 300

S2: (欠損 ▲1,000 + 1,000) × 税率25% = 0

# (3)グループ通算制度の適用開始、 通算グループへの加入

# ①開始·加入時の時価評価、欠損金の持込制限及び 含み損等の利用制限

連結納税制度では、租税回避防止の観点から、原則として、子法人が適用開始又は連結グループへの加入に際して保有する時価評価資産の時価評価課税が行われ、含み損益を清算してから連結納税が適用されます。また、時価評価の対象となる子法人の開始・加入前に発生した繰越欠損金は全額が切り捨てられます。グループ通算制度においても、適用開始時又は通算グループ加入時における時価評価課税及び欠損金の切捨て等の措置が設けられ、組織再編税制との整合性を図る観点から、その範囲の見直しが行われます(図3-1、3-2を参照)。現行制度からの主な改正点は次のとおりです。

#### i. 時価評価課税

- ► 連結納税制度では、親法人は時価評価課税の対象外とされていますが、グループ通算制度では、親法人も子法人と同様に取り扱われ、時価評価法人の範囲に含まれます。
- ・ 子法人は時価評価課税の対象となる範囲が縮小されます。連結納税制度では、適用開始時に親法人による完全支配関係が5年超継続していない場合や適格株式交換等以外の事由によりグループに加入する子法人について時価評価課税の対象とされていますが、グループ通算制度では、相対取引での株式購入により完全子会社化された子法人についても、適格組織再編成と同等の要件を満たせば時価評価の対象外となります。

#### ii. 欠損金の持込制限

- 連結納税制度では、親法人の開始前欠損金は制限なく連結グループ内で繰越控除が可能でしたが、グループ通算制度では開始前欠損金のうち持込可能なものについては、特定欠損金(自己の所得金額の範囲内でのみ繰越控除できる欠損金)とされます。
- なお、既存の連結納税制度適用グループの親法人の 欠損金(非特定連結欠損金)は、グループ通算制度への 移行後も特定欠損金に該当しないものとして、通算 グループ内の他の法人の所得金額と通算できることと されます。

#### iii. 含み損等の利用制限

- ▶ 組織再編税制との整合性の観点から、開始・加入前の支配関係が5年超継続していない親法人と子法人について、支配関係発生前の欠損金の持込み及び含み損の通算グループ内での損金算入を一定期間において制限する措置が講じられます。
- ► ただし、開始・加入前に親法人との間に支配関係が5年超継続していない子法人であっても、通算グループ内のいずれかの法人との間に共同事業性がある場合には、支配関係発生前の欠損金の持込み及び含み損の通算グループ内での損金算入について制限を受けないこととされます。

#### ②時価評価対象法人の繰延べ譲渡損益等の取崩し

グループ通算制度の適用開始又は通算グループへの加入前の譲渡損益調整資産の譲渡損益及びリース取引に係る延払損益で繰り延べているもの(1,000万円未満のものを除く)並びに特定資産の買換え等に係る特別勘定の金額(1,000万円未満のものを除く)については、連結納税制度と同様に、時価評価の適用除外となる法人に該当する場合を除き、その繰り延べている損益の計上及びその特別勘定の金額の取崩しを行うこととされます。

#### ③加入時のみなし事業年度

連結納税制度では、事業年度の中途で親法人との間に完全支配関係を有することとなった場合のグループへの加入時期の特例として、翌月の初日を加入日とする措置が設けられていますが、グループ通算制度では翌会計期間の初日を加入日とすることができる措置が加えられます。

#### 図3-1 適用開始時の時価評価課税・欠損金の持込制限・含み損等の利用制限

	時価評価課	税			開始前の欠損金の持	込制限	含み損等の利用制限(※2)
			いずれかの子法人		支配関係が開始前5年超		制限なし
				<u>共</u>	同事業性(※3)あり 下記以外	特定欠損金(※1)として持込可	支配関係発生前から保有する資産の 実現損(※4)から成る部分を損益通算 の対象外とした上で特定欠損金とする
親法	いずれかの子法人 との間に完全支配 関係の継続が見込 まれる	対象外	すべての子法 人との支配関 係が開始前5年	共同事業性な	原価及び費用の額の合計額に占める損金算入される減価償却費の額の割合が30%超		通算グループ内で生じた欠損金を損益通算の対象外とした上で、特定欠損金とする
法人			以内	性なし	支配関係発生後に新事業を開始	下記の欠損金の切捨て (下記以外は特定欠損金) イ.支配関係発生前の欠損金 ロ.支配関係発生後の欠損金 のうち支配関係発生前から 保有する資産の実現損から 成る部分	支配関係発生前から保有する資産の実現損を損金不算入とする
	すべての子法人と の間に完全支配関 係の継続が見込ま れない	対象			開始前の欠損金の切	制限なし	
		記関係の継続 対象外	親法人との		係が開始前5年超 同事業性(※3)あり		   制限なし
					下記以外	特定欠損金として持込可	支配関係発生前から保有する資産の 実現損から成る部分を損益通算の対 象外とした上で特定欠損金とする
子	親法人との間に完 全支配関係の継続 が見込まれる		親法人との支配関係が開始		原価及び費用の額の合計額に占める損金算入される減価償却費の額の割合が30%超		通算グループ内で生じた欠損金を損益通算の対象外とした上で、特定欠損金とする
子法人			前5年以内	来性なし	支配関係発生後に新事業を開始	下記の欠損金の切捨て (下記以外は特定欠損金) イ.支配関係発生前の欠損金 ロ.支配関係発生後の欠損金 のうち支配関係発生前から 保有する資産の実現損から 成る部分	支配関係発生前から保有する資産の実現損を損金不算入とする
	親法人との間に完 全支配関係の継続 が見込まれない	対象			開始前の欠損金の切		制限なし

- ※1 その法人の所得の金額を限度として控除ができる欠損金
- ※2 支配関係発生から5年経過日と開始日から3年経過日とのいずれか早い日まで
- ※3 開始直前に親法人との間(親法人の場合はいずれかの子法人との間)に支配関係がある法人で、次の要件のすべてに該当するもの
  - (イ) 当該法人の主要な事業と通算グループ内のいずれかの法人の事業との事業関連性要件
  - (ロ)上記(イ)の各事業の事業規模比5倍以内要件又は当該法人の特定役員継続要件
  - (ハ)当該法人の上記(イ)の主要な事業の事業規模拡大2倍以内要件又は特定役員継続要件
  - (注)上記の各要件は、組織再編成の欠損金の制限におけるみなし共同事業要件と同様
- ※4 含み損等の利用制限の対象となる資産の実現損の額は、組織再編税制における特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入制度と同様

#### 図3-2 通算グループ加入時の時価評価課税・欠損金の持込制限・含み損等の利用制限

	時価評価課	税			加入前の欠損金の持	込制限	含み損等の利用制限(※2)					
親法人	対象外		制限なし				制限なし					
	適格株式交換等に より加入した株式		親法人	人との支配関	係が加入前5年超		制限なし					
	変換等完全子法人 適格組織再編成と 同様の要件(※3)			共同	事業性(※4)あり							
			様の要件(※3) 対象外 親 の 係							下記以外	特定欠損金(※1)として持込可	支配関係発生前から保有する資産の実現損(5%)から成る部分を損益通算の対象外とした上で特定欠損金とする
子法人					の支配関係が加入	の支配関	共同事業性なし	原価及び費用の額の 合計額に占める損金算 入される減価償却費の 額の割合が30%超		通算グループ内で生じた欠損金を 損益通算の対象外とした上で、特定欠 損金とする		
			ניזאיד-כנים	111/40		下記の欠損金の切捨て (下記以外は特定欠損金)						
	通算グループ内新 設法人				支配関係発生後に新事業を開始	イ. 支配関係発生前の欠損金 ロ. 支配関係発生後の欠損金 のうち支配関係発生前から 保有する資産の実現損から 成る部分	支配関係発生前から保有する資産の実現損を損金不算入とする					
	上記以外	対象			加入前の欠損金の切	捨て	制限なし					

- ※1 その法人の所得の金額を限度として控除ができる欠損金
- ※2 支配関係発生から5年経過日と加入日から3年経過日とのいずれか早い日まで
- ※3 適格組織再編成と同様の要件として次の要件(加入の直前に支配関係がある場合には、(イ)から(ハ)までの要件)のすべてに該当する法人 (イ)親法人との間の完全支配関係の継続要件
  - (ロ)当該法人の従業者継続要件
  - (八)当該法人の主要事業継続要件
  - (二)当該法人の主要な事業と通算グループ内のいずれかの法人の事業との事業関連性要件
  - (ホ)上記(二)の各事業の事業規模比5倍以内要件又は当該法人の特定役員継続要件
  - (注)上記の各要件は、組織再編成の適格要件と同様
- ※4 通算グループ内のいずれかの法人と共同事業を行う法人として、次に該当する法人
  - イ. 加入直前に親法人との間に支配関係がない法人で上記※3の(イ)から(ホ)の全てに該当するもの
  - 口. 加入直前に親法人との間に支配関係がある法人で、次の要件の全てに該当するもの
    - (イ) 当該法人の主要な事業と通算グループ内のいずれかの法人の事業との事業関連性要件
    - (ロ)上記(イ)の各事業の事業規模比5倍以内要件又は当該法人の特定役員継続要件
    - (八)当該法人の上記(イ)の主要な事業の事業規模拡大2倍以内要件又は特定役員継続要件
    - (注)上記の各要件は、組織再編成の欠損金の制限におけるみなし共同事業要件と同様
  - ハ. 非適格株式交換等により加入した株式交換等完全子法人で共同で事業を行うための適格株式交換等の要件のうち対価要件以外の要件に該当するもの
- ※5 含み損等の利用制限の対象となる資産の実現損の額は、組織再編税制における特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入制度と同様

# (4) 通算グループからの離脱

#### ①再加入制限

連結納税制度と同様に、通算グループから離脱した法人は、 5年間再加入を認めないこととされます。

#### ②離脱時の時価評価

通算グループから離脱した法人が次に掲げる場合に該当する 場合には、それぞれ次の資産については、離脱直前の事業年 度において、時価評価により評価損益の計上を行うこととされ ます。

時価評価を行う場合	時価評価の対象資産
イ. 主要な事業を継続することが見込まれていない場合 (離脱の直前における含み益の額が含み損の額以上である場合を除く)	固定資産、土地等、有価証券(売買目的有価証券等を除く)、金銭債権及び繰延資産(これらの資産のうち帳簿価額が1,000万円未満のもの及びその含み損益が資本金等の額の2分の1又は1,000万円のいずれか少ない金額未満のものを除く)
ロ. 帳簿価額が10億円を超え る資産の譲渡等による損 失を計上することが見込ま れ、かつ、その法人の株式 の譲渡等による損失が計 上されることが見込まれて いる場合	その資産

#### ③離脱時の繰延譲渡損益の取り崩し

通算グループからの離脱前の譲渡損益調整資産の譲渡損益 及びリース取引に係る延払損益で繰り延べているもの並びに 特定資産の買換え等に係る特別勘定の金額の取り崩しについ て、次のとおりとされます。

繰延譲渡損益の取崩しを 行う場合	取扱い
イ. 主要な事業を継続することが見込まれていない場合 (離脱の直前における含み益の額が含み損の額以上である場合を除く)	その繰り延べている損益 (1,000万円未満のものを除 く)の計上及びその特別勘定の 金額(1,000万円未満のものを 除く)の取崩しを行う。
ロ. 譲渡損益調整資産の譲渡 損で繰り延べている金額 が10億円を超えるものの 戻入れが見込まれ、かつ、 その法人の株式の譲渡等 による損失が計上されるこ とが見込まれている場合	その繰り延べている損失の計上を行う。

#### ④離脱時のみなし事業年度

連結納税制度では事業年度の中途にグループから離脱した子 法人の離脱後の最初の事業年度はその離脱日から親法人の 事業年度終了日までの期間とされていますが、グループ通算 制度では、この措置は廃止され、その離脱した子法人の事業 年度終了日までの期間とされます。

#### ⑤投資簿価修正

通算グループからの離脱法人の株式を保有する通算グル 一プ内の他の法人では、その離脱法人の株式の離脱直前の 帳簿価額を離脱法人の簿価純資産価額に相当する金額とし て、離脱法人の株式譲渡損益を計算することとされます(上記 (2)③再掲)。

# (5)各個別制度の取扱い

受取配当等の益金不算入等の個別制度については、個別申 告方式となることから、各法人における個別計算を原則とし つつ、注目されていた受取配当等の益金不算入制度、外国税 額控除及び研究開発税制等の一部の制度については、引き続 き、グループ調整計算が維持されます(大綱で示された各個 別制度の連結納税からの改正点は、図4-1、4-2を参照)。

- 受取配当等の益金不算入制度における関連法人株式等 又は非支配目的株式等の株式区分の判定について、持株 割合をグループ全体で判定する基本的な枠組みは維持さ れ、100%グループ内の法人全体で持株割合を判定するこ ととされます。
- ▶ 外国税額控除について、通算グループ内の各法人の控除 限度額の計算は、基本的に連結納税制度と同様とされま す。通算グループ内の各法人の計算に誤りがあった場合に は、当初申告における外国税額控除額との過不足額は、進 行年度の外国税額控除額又は法人税額においてその調整 を行うことされます。

研究開発税制について、通算グループを一体として計算し た税額控除限度額と控除上限額とのいずれか少ない金額 (以下「税額控除可能額」という)を各法人の調整前法人 税額の比で配分した金額が各法人の税額控除限度額とさ れます。連結納税制度では調整前連結法人税額から控除 される税額控除額が試験研究費の支出のある各法人に配 分されるのに対して、グループ通算制度では、税額控除可 能額を各法人の調整前法人税額の比で配分することから、 試験研究を行っている法人に税額控除額が配分されない 場合も考えられます。この場合、試験研究費の支出がある 法人と税額控除が行われる法人が異なることになります。 なお、通算グループ内の他の法人の計算に誤りがあった場 合は、その誤りがあった法人のみが修更正を行うこととさ れますが、税額控除可能額は当初申告額に固定され、修更 正により再計算した税額控除可能額が当初申告額に満た ない場合にはその過大であった金額について法人税額の 調整等が行われることとされます。

#### 図4-1 個別制度の取扱い(所得計算)

●: 個別計算に移行するもの、★: グループ調整計算を行うもの(※はグループ通算制度を適用しない単体納税でも同様とされる)

個別制度	連結納税制度	グループ通算制度(改正案)	区分
1. 受取配当等の	・ 関連法人株式等に係る負債利子控除額は、連結グループ全体の負債利子を合計し、連結グループ全体の総資産価額の合計額に占める期末関連法人株式等の帳簿価額の合計額の割合に基づき計算する。	• 関連法人株式等に係る負債利子控除額を、関連法人株式等に係る配当等の額の100分の4相当額(その事業年度において支払う負債利子の額の10分の1相当額を上限)とする。	★※
益金不算入	• 関連法人株式等又は非支配目的株式等に該当するかどうかの判定は、連結グループ内の法人全体の保有株式数等により行う。	• 関連法人株式等又は非支配目的株式等に該当するかどうかの判定は、100%グループ内の法人全体の保有株式数等により行う。	★※
	<ul><li>短期保有株式等の判定は、連結グループ全体で行う。</li></ul>	▶ 短期保有株式等の判定は、各法人で行う。	
2. 外国子会社配当等の 益金不算入	連結グループ全体で25%以上を配当の支払義務確定日以 前6月以上継続所有している外国法人からの配当について 適用される。	▶ 同左	*
3. 寄附金の損金不算入 制度	• 損金算入限度額の計算の基礎となる資本金等の額は連結 親法人の資本金等の額とされる。	<ul><li>損金算入限度額の計算の基礎となる資本金等の額について、資本金の額及び資本準備金の額の合計額とする。</li><li>寄附金の損金不算入額は、各法人において計算する。</li></ul>	•
4. 貸倒引当金	<ul><li>→ 繰入限度額は、連結グループ内の法人間の金銭債権を除いて計算する。</li></ul>	► 100%グループ内の法人間の金銭債権を貸倒引当金の対象となる金銭 債権から除外する。	★※
5. 特定株主等によって支配された欠損等法人の欠損金の繰越の不適用	<ul> <li>欠損等法人に該当するかどうかの判定及びその適用は、他の者による特定支配関係を有することとなった場合の連結親法人とその連結子法人について行う。</li> </ul>	<ul><li>欠損等法人に該当するかどうかの判定及びその適用は、各法人で行う。</li></ul>	•
	▶ 民事再生等一定の事実による債務免除等があった場合に連結欠損金(期限内の欠損金)の控除前に期限切れ繰越欠損金を損金算入できる制度について、控除限度額は当該連結法人の連結欠損金個別帰属額の控除前の個別所得金額	► 民事再生等一定の事実による債務免除等があった場合に青色欠損金等の控除前に繰越欠損金を損金算入できる制度について、控除限度額は次のうちいずれか少ない金額とする。	*
	とされる。	<ul><li>① 当該法人の損益通算及び青色欠損金等の繰越控除前の所得の金額</li><li>② 通算グループ内の各法人の損益通算及び青色欠損金等の繰越控除</li></ul>	
6. 会社更生等による債務	ト 民事再生等一定の事実による債務免除等があった場合に	前の所得の金額の合計額から欠損金額の合計額を控除した金額	
免除等があった場合の 青色欠損金の損金算入 制度	連結欠損金(期限内の欠損金)の控除後に期限切れ欠損金 を損金算入できる制度及び解散の場合の期限切れ欠損金 の損金算入制度について、控除限度額は、当該連結法人の 連結欠損金個別帰属額の控除後の個別所得金額とされる。	• 民事再生等一定の事実による債務免除等があった場合に青色欠損金等の控除後に繰越欠損金を損金算入できる制度及び解散の場合の繰越欠損金の損金算入制度について、控除限度額は、当該法人の損益通算及び青色欠損金等の繰越控除後の所得の金額とする。	
	▶ 損金算人の対象となる債務免除益等の金額について、債務 者である連結法人と連結完全支配関係がある連結法人からの債務免除益及び私財提供益の金額は除かれる。	• 損金算入の対象となる債務免除益等の金額について、債務免除に係る 債権を有する者等から除かれている法人を、親法人、適用対象となる法 人及び債務免除等の相手方である法人の事業年度が同日に終了する場 合のその相手方である通算グループ内の法人とする。	
7. 中小法人等の特例適用の判定	• 連結親法人が中小法人に該当する場合には、連結グループ 内に大法人に該当する連結子法人があるときでも、中小企 業向け特例措置が適用される。	<ul><li>次の制度における中小法人の判定について、通算グループ内のいずれかの法人が中小法人に該当しない場合には、通算グループ内のすべての法人が中小法人に該当しないこととする。</li></ul>	*
の利圧		(1)貸倒引当金、(2)欠損金の繰越控除、(3)軽減税率、(4)特定同族会社の特別税率の不適用、(5)中小企業等向けの各租税特別措置	
8. 資産の譲渡に係る 特別控除額の特例	資産の譲渡に係る特別控除は、連結グループ全体の金額が 定額控除限度額(年5,000万円)を超える場合に、その超え る部分が損金不算入となる。	• 100%グループ内の各法人の特別控除額の合計額が定額控除限度額 (年5,000万円)を超える場合には、その超える部分の金額を損金不算 入とする。	★※
	・ 連結グループ全体の対象純支払利子等の額と連結グループ令体の連続が開きませば、不振の高いでは、	<ul><li>損金不算入額は、各法人において計算する。</li></ul>	•
9. 過大支払利子税制	プ全体の連結調整所得金額を比較して損金不算入額の計算を行う。 ・ 適用免除基準(対象純支払利子等の額が2,000万円以下	ただし、適用免除基準(対象純支払利子等の額が2,000万円以下である こと)の判定については、連結納税制度と同様とする。	<b>*</b>
	であること)の判定は、連結グループ全体の金額で行う。		
10.租税特別措置法上の 中小企業向け特例の 適用除外事業者	• 連結グループ全体の連結所得金額の合計額(前3事業年度 の連結所得の金額の平均)が年15億円を超える場合には、 連結グループ内のすべての法人が適用除外事業者に該当 する。	通算グループ内のいずれかの法人の平均所得金額(前3事業年度の所得の金額の平均)が年15億円を超える場合には、通算グループ内のすべての法人が適用除外事業者に該当することとする。	*

# 図4-2 個別制度の取扱い(税額計算)

●: 個別計算に移行するもの、★: グループ調整計算を行うもの

個別制度	連結納税制度	グループ通算制度(改正案)	区分
1. 外国税額控除	<ul> <li>連結グループ全体の控除限度額の計算は、連結法人税額に連結所得金額のうち連結グループ全体の国外所得金額の合計額の占める割合を乗じたものとされる。</li> <li>各連結法人の控除限度額は、連結グループ全体の控除限度額を国外所得の比で按分する。</li> <li>連結法人ごとに損金算入方式と税額控除方式を選択することは認められていない。</li> </ul>	通算グループ内の各法人の控除限度額の計算は、基本的に連結納税制度と同様とする。     通算グループ内の各法人の計算に誤りがあった場合、当初申告における外国税額控除額との過不足額は、進行年度の外国税額控除額又は法人税額においてその調整を行う。     通算グループ内の各法人が外国税額控除額の計算の基礎となる事実を隠蔽又は仮装して外国税額控除額を増加させること等により法人税の負担を減少させようとする場合には、職権更正において再計算ができるごととされる。	*
2. 試験研究を行った 場合の税額控除制度 (研究開発税制)	一般試験研究費の総額に係る税額控除限度額は、連結グループ全体の試験研究費の合計額に連結グループ全体の試験研究費の		*
3. 所得税額控除	<ul> <li>連結グループ全体で控除額を計算する。</li> <li>同一区分に属する元本を複数の連結法人が有する場合には、当該元本に係る所得税額の計算について、連結法人でとに個別法と銘柄別簡便法を適用することはできない。</li> <li>個別法を適用する場合において、連結グループ内の法人間で元本を譲渡した場合には、所有期間を通算する。</li> </ul>	▶ 各法人において計算する。	•
4. 特定同族会社の 特別税率	<ul> <li>特定同族会社に該当するかどうかの判定は連結親法人について行う。連結親法人が特定同族会社に該当するときは、連結親法人及びそのすべての連結子法人は留保金課税の適用対象法人となる。</li> <li>留保金額の基礎となる所得の金額は、連結所得金額をもとに計算される。</li> <li>所得基準の基礎となる所得の金額は、連結所得金額をもとに計算される。</li> <li>連結グループ内の法人間の受取配当及び支払配当は、連結留保金額の計算から除かれる。</li> </ul>	<ul> <li>▶ 各法人において計算する。</li> <li>▶ ただし、次の調整を行う。         <ul> <li>(1) 留保金額の基礎となる所得の金額は、損益通算後の所得の金額とする。</li> <li>(2) 所得基準の基礎となる所得の金額は、損益通算前の所得の金額とする。</li> <li>(3) 留保金額の計算上、通算グループ内の法人間の受取配当及び支払配当はなかったものとした上、通算グループ外の者に対する配当の額として留保金額から控除される金額は、①に掲げる金額を②に掲げる金額の比で配分した金額と③に掲げる金額との合計額とする。</li> <li>① 各法人の通算グループ外の者に対する配当の額のうち通算グループ内の他の法人から受けた配当の額に達するまでの金額の合計額② 通算グループ内の他の法人に対する配当の額から通算グループ内の他の法人から受けた配当の額を控除した金額</li> <li>③ 通算グループ外の者に対する配当の額が通算グループ内の他の法人から受けた配当の額を控除した金額</li> <li>③ 通算グループ外の者に対する配当の額が通算グループ内の他の法人から受けた配当の額を担える部分の金額</li> </ul> </li> </ul>	•
5. 欠損金の繰戻しに よる還付制度	• 連結親法人が中小法人等に該当する場合、連結親法人の解散(適格合併による解散を除く。)、更生手続の開始又は再生手続開始の決定があった場合、災害のあった場合について適用される。	通算グループ内の各法人の繰戻しの対象となる欠損金額は、各法人の欠損金額の合計額を還付所得事業年度の所得の金額の比で配分した金額とする。 災害損失欠損金額についても同様とする。      グループ通算制度の適用開始又は通算グループへの加入後の一定期間において損益通算の対象外とされる欠損金額は、配分の対象としない。      解散等の場合の還付請求の特例について、通算グループ内の法人における対象となる事由は、親法人の解散、子法人の破産手続開始の決定並びに各法人の更生手続開始及び再生手続開始の決定とする。	*
6. 仮装経理に基づく 過大申告の場合の 更正に伴う法人税 額の控除及び還付 制度	• 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正による減少法人 税額は、直ちには還付されず、この還付されなかった金額 は、更正の日以後に終了する連結事業年度の連結所得に対 する法人税の額から税額控除されることとなる。	▶ 各法人において適用する。	•
7. その他の租税特別 措置法	<ul> <li>租税特別措置法によるその他の税額控除額は、基本的に連結法人ごとに計算し、その合計額を連結法人税額から控除するもので、連結グループ全体の連結法人税額の一定額が限度とされる。</li> </ul>	損益通算及び欠損金の通算の措置に基づく各法人の法人税額の一定額を限度とする。ただし、欠損金の通算額を当初申告額に固定する措置を前提とした 濫用防止のための措置その他の措置が講じられる。	-

## (6)その他の整備

#### ①電子申告

グループ通算制度の適用法人は、e-Taxにより法人税及び地 方法人税の確定申告書、中間申告書及び修正申告書を提出し なければならないこととされます。なお、添付書類の提出方法 及び電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例 について、大法人と同様とされます。

また、親法人の電子署名により子法人の申告及び申請、届出 等を行うことができることとするほか、ダイレクト納付につい ても所要の措置が講じられます。

#### ②申告期限の延長

連結納税制度と同様に、親法人の申請により、グループ各社の 法人税の申告期限の延長特例(延長期間を原則2月)の適用 を受けることができることとされます。

延長特例の申請は親法人が行うものとし、親法人に延長処分 があった場合におけるその子法人及び延長特例を受けている 通算グループに加入した子法人は、申告期限が延長されたも のとみなされます。

通算グループからの離脱があった場合には、その離脱後に開 始する事業年度について、申告期限の延長は効力を失うこと とされます。

国税通則法の災害等による期限延長制度により通算グループ 内のいずれかの法人の申告期限が延長された場合には、他の 法人についても申告期限の延長があったものとされます。

#### ③仮決算による中間申告

仮決算による中間申告を行う場合は、通算グループ内のすべ ての法人が行わなければならないこととされます。

#### ④承認申請期限の特例

親法人の設立事業年度の翌事業年度からグループ通算制度 を適用しようとする場合の承認申請期限の特例について、親 法人がその資産の時価評価による評価損益を計上する必要 がある場合及び設立事業年度が3月以上の場合には適用でき ないこととされます。

#### ⑤地方税

地方税について、現行の基本的な枠組みを維持しつつ、国税 の見直しに併せて、所要の措置が講じられます。

# (7) 適用関係

グループ通算制度は、令和4年4月1日以後に開始する事業年 度から適用されます。

## (8)経過措置

連結納税制度を適用している連結法人は、令和4年4月1日以 後に開始する事業年度から自動的にグループ通算制度に移行 されます。

ただし、連結親法人が令和4年4月1日以後最初に開始する事 業年度開始の日の前日までに税務署長に届出書を提出するこ とにより、グループ通算制度を適用しない単体納税法人とな ることができることとされます。

連結納税制度における特定連結欠損金個別帰属額は、グルー プ通算制度における特定欠損金額とみなされます。その他、 各個別制度についても、連結納税制度からグループ通算制度 への移行のための必要な経過措置が講じられます。

# 3. 予想される影響

# (1)会計面

- 連結納税制度の適用会社の個別財務諸表では、法人税・ 地方法人税に係る「未払法人税等」は連結親法人のみで 計上され、親子間で受払する法人税・地方法人税相当額は 各法人で「未収入金」・「未払金」として計上することとされ ています(企業会計基準委員会 実務対応報告第5号 「連結 納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の 取扱い」Q17)。グループ通算制度では各法人が納税主体 となることから各法人において法人税・地方法人税に係る 「未払法人税等」が計上されることが考えられます。通算 税効果額に係る会計上の取扱いは、今後、企業会計基準委 員会(ASBJ)で検討される可能性があります。
- 連結納税制度の適用会社における税効果会計は、法人税 に関して、グループを1つの納税主体として適用されます。 例えば、将来減算一時差異等に係る繰延税金資産の回収 可能性について、一時差異が発生した会社の見積課税所 得だけではなく、その会社を含む連結グループ全体で計 算される見積課税所得で判断することになります。その結 果、単体納税の場合には回収可能性がないと判断される 一時差異等について繰延税金資産が計上されることがあ ります。また、連結納税主体の会社分類と各連結納税会社 の会社分類との相違や連結納税制度の適用により新たに 認識または消滅する一時差異等の調整が繰延税金資産・ 負債の計上額に影響する場合があります。グループ通算制 度では、各法人が納税主体となり、損益通算を可能とする 基本的な枠組みは維持されますが、新制度下における税 効果会計の取扱いについて今後の動向が注目されます。
- 連結納税制度の適用会社における決算・申告のプロセス は、単体納税の場合と異なります。所得計算、税額計算及 び税効果会計をグループ全体で行う必要があるため、連結 納税の適用に際しては各法人の決算・申告の体制整備が重 要になります。グループ通算制度では制度の簡素化により 修更正の事務負担の軽減が期待されるものの、決算·申告 の手続は現行制度下と大きく変わらないと考えられます。 また、グループ通算制度への移行により新たに必要とな る手続き又は不要となる手続きを検討した上で、現在の 決算·申告プロセスの見直しが必要と考えられます。

# (2)税務面

- 連結納税制度を適用する大きなメリットは、企業グループ 内の損益通算やグループ調整計算によるグループ全体の 納税額の減少にあると考えられます。また、親法人の開始 前欠損金がグループ全体の所得金額から控除可能である ため早期使用が見込まれる場合の効果(繰延税金資産の 追加計上が期待される効果を含む)も大きなメリットの 一つとなっています。グループ通算制度では損益通算やグ ループ調整計算の一部(受取配当等の益金不算入、外国 税額控除、研究開発税制)は維持される見込みですが、親 法人の開始前欠損金は自己の所得金額を限度として控除 可能な欠損金(特定欠損金)の取扱いとされることから制 度適用の判断に影響する可能性があると考えられます。
- 連結納税制度を適用する場合の大きなハードルであった 申告の事務負担や税務調査等による事後の修正の事務負 担の増加はグループ通算制度への移行により、軽減される ことが期待されます。また、開始・加入時の時価評価課税や 欠損金の切捨てについてもその対象範囲が縮小されるこ とで、組織再編やM&Aによる100%子法人の加入が現行 制度よりも柔軟に行えることになると考えられます。

#### 図5 連結納税制度における主なメリット・デメリット

- ▶ グループ内の損益通算による税 負担の適正化
- ▶ グループ調整計算(研究開発税 制·外国税額控除等)による税負 担の適下化.
- ▶ 親法人の開始前欠損金をグルー プ全体の所得から控除すること による税負担の適正化
- 繰延税金資産の回収可能性をグ ループ全体の将来所得で検討す ることによる効果
- ▶ グループの税務ガバナンス向上

### デメリット

- ▶ 開始·加入時の時価評価課税
- ► 開始·加入前の繰越欠損金の切
- グループ調整計算による事務負 担の増加
- 決算・申告プロセスの変更
- ▶ 税務調査の長期化
- ▶ 原則として、単体納税に戻ること ができない

# (3) 実務面

- 連結納税制度では、連結親法人は決算・申告の事務を通じ て連結子法人の財務及び税務情報の詳細を把握すること が可能となり、グループ全体の税務戦略を策定する上で有 用な情報を得ることができるという効果があります。また、 グループ内の各社の所得計算が連結所得金額に直接影響 することとなり、法人税に係る税務調査の修更正は連結親 法人で行うこととなるため、単体納税の場合と比べて連結 グループ全体の税務管理の重要性が増します。グループ 通算制度は個別申告方式となるもののグループを一体的 に捉える枠組みは同じであり、グループ全体の税務戦略に おいて有効なツールになると考えられます。
- 連結納税制度では、親法人での財務・税務情報の集約、 グループ調整計算や税効果会計等に対応するため、決算・ 申告業務において一般にシステムが利用されています。 グループ通算制度への移行に際してシステムの変更や新 規利用についても検討が必要になると考えられます。

# 4. 今後の対応

# (1)連結納税制度を適用済みの 企業グループ

- ▶ 連結納税を適用済みの企業グループは、グループ通算制 度への移行又は単体納税に戻る選択を行うことが可能と されることから、移行期間のうちに有利・不利について検討 する必要があります。
- グループ内外の法人の完全子会社化や100%グループか らの離脱を検討している子法人がある場合には、現行制 度、単体納税制度、新制度のいずれで行うべきか各制度に おける税務面での有利・不利についても考慮した上で、実 施時期の検討を行う必要があると考えられます。

# (2)適用を検討している企業グループ

- 連結納税を適用していない企業グループは、移行期間のう ちに、連結納税制度の適用を開始し、グループ通算制度へ の移行又は単体納税に戻ることが可能とされることから、 次の選択が考えられます。
  - ① 現行制度から新制度に移行する
  - ② 現行制度から単体納税制度に戻る(経過措置期間のみ 現行制度を適用する)
  - ③ 新制度施行後に新制度を開始する
  - ④ 単体納税制度を継続する
- 新制度では親法人の制度開始前の欠損金は特定欠損金 (自己の所得の範囲内で控除される欠損金)となります。 現行制度における親法人の非特定連結欠損金(連結グ ループ内の他の法人の所得金額から控除できる欠損金) が新制度にそのまま引き継がれる場合には、親法人におい て多額の欠損金を有する企業グループは、現行制度を適 用し、その後、新制度に移行することが有利となる可能性 も考えられます(上記①)。
- 新制度について適用開始後はやむを得ない事情等がない 限り単体納税制度に戻ることができないこととされます。 令和4年4月1日以後最初に開始する事業年度の開始の日 の前日までに届出により現行制度を取りやめ、単体納税制 度に戻ることが可能であることから、現行制度を適用した 上で、移行期間のうちに単体納税制度に戻ることが有利と なる可能性も考えられます(上記②)。
- 親法人に欠損金がない場合には、時価評価、子法人の欠損 金の持込及び含み損等の利用制限について現行制度と新 制度を比較し、新制度施行後に新制度の適用を開始するこ とが有利となる可能性も考えられます(上記③)。

#### メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジン にて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

- 1. http://www.eytax.jp/mailmag/ を開きます。
- 2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がござい ます。



本ニュースレターに関するご質問·ご意見 等がございましたら、弊社の担当者又は 下記宛先までお問い合わせください。

#### EY税理士法人

ランド、マーケティング アンド コミュニケーション部 tax.marketing@jp.ey.com

#### EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

#### EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダー です。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私 たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そう することで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは 複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・ グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる 個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利について は、ey.com/privacy をご確認ください。EYについて詳しくは、ey.com をご覧ください。

#### EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編 や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、 各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化 と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご 覧ください。

© 2020 Ernst & Young Tax Co. All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20200117

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY 税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具 体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp